

多様な緑が市民をつなぐ
地球環境都市かわさきへ

「都市計画法」及び「川崎市建築行為
及び開発行為に関する総合調整条例」
に基づく

公園協議の手引き

川崎市では、良好な市街地の形成を目的として、
一定規模以上の開発行為及び建築行為を行う際は、「都市計画法」及び
「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づき、
公園等を設けるものとしています。
「公園協議の手引き」は、設置される公園等に関する技術基準と、
協議の進め方や必要な資料等の情報を1冊にまとめた冊子です。



令和7(2025)年9月版

川崎市建設緑政局緑政部

目 次

川 崎 市 緑 化 指 針

< 公園協議編 >

I	事前相談から供用開始までの手続全体の流れ	2
II	公園等の配置基準	4
1	公園等の種類と設置数	4
2	公園等の配置	4
3	敷地の形状、勾配	6
4	道路、隣地との関係	6
III	公園等の設計及び施工指針	8
1	公園	8
2	緑地	17
3	ポケットパーク	18
4	広場公園	18
IV	公園等植栽樹木等標準例（参考資料）	19

<公園協議の手続きについて>

I	公園等に関する設計審査	24
1	手続きフロー	24
2	提出書類	25
II	公園等の名称の決定	27
III	検査	28
1	検査の流れ	28
2	検査の視点	28
3	検査体制	29
4	検査に必要な道具	29
5	その他	29
6	検査のポイント（参考）	29
IV	公園等の施設の引継ぎ	31
1	引継ぎ日	31
2	公園等の開放日について	31
3	引継ぎ書類	31
4	その他	31

川 崎 市 緑 化 指 針
＜ 公 園 協 議 編 ＞

I 事前相談から供用開始までの手続き全体の流れ

公園等の手続きは、都市計画法に基づく公園等の設置の手続き（以下、「開発行為」という。）と、開発行為に該当せず、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（以下、「総合調整条例」という。）に基づく公園等の設置の手続き（以下、「建築行為のみ」という。）になります。各手続きの窓口となる部所は以下のとおりです。

- | | |
|---|--|
| <p>1 事前相談（公園等の要否）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口ー（開発行為）開発指導担当課
（建築行為のみ）総合調整条例所管課</p> |
| <p>2 事前相談（配置）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口ー<u>公園協議担当課</u>
P. 4 「Ⅱ 公園等の配置基準」参照</p> |
| <p>3 事前相談（施設）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口ー<u>公園協議担当課</u>
整備内容については
P. 8 「Ⅲ 公園等の設計及び施工指針」参照</p> |
| <p>4 樹木の保存・表土の保全の届出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">（開発行為のみ）</p> | <p>窓口ー<u>公園協議担当課</u>
開発行為において、保全配慮地区における樹木の保存・表土の保全の届出が必要となる場合は、必要資料を3部作成し、公園協議担当課に提出してください。その後、副本2部を返却しますので、うち1部は開発指導担当課に提出し、残り1部は事業者が保管してください。
樹木の保存・表土の保全の届出の要否については開発指導担当課に確認ください。</p> |
| <p>5 都市計画法第32条協議
または、総合調整条例第19条協議
承認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口ー<u>公園協議担当課</u>
設計内容について調整
最終的な協議図書を2部作成し、公園協議担当課に提出してください。
協議承認後、事業者へ承認書の交付及び副本の返却を行います。</p> |
| <p>6 開発許可(都市計画法第29条)・着工</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口ー開発指導担当課

公園整備内容が事前協議の内容から変更がある場合は、変更協議を行ってください。</p> |

7	公園緑地名称の決定 ↓	窓口— <u>公園協議担当課</u> 完了検査の概ね2か月前に、公園協議担当課に連絡してください。
8	帰属・寄附書類の提出 ↓	提出先— <u>公園協議担当課</u>
9	公園工事完了検査申請書の提出 ↓	提出先—（開発行為）開発指導担当課 提出先—（建築行為のみ） <u>公園協議担当課</u> ※開発行為に関する工事が完了したときは、事業者から開発指導担当課へ工事完了届出書を提出してください。公園協議担当課への提出は不要です。
10	下検査 ↓	対応— <u>公園協議担当課</u> 状況に応じて手直し
11	本検査 ↓	対応— <u>公園協議担当課</u> 下検査時の指摘事項の手直し工事確認 状況に応じて手直し
12	工事検査完了 ↓	窓口— <u>公園協議担当課</u> （開発行為）公園協議担当課から開発指導担当課へ報告 （建築行為のみ）公園協議担当課から事業者へ通知
13	寄附・帰属日 ↓	開発行為の場合は、公園等は完了公告の日の翌日に帰属されます。 建築行為のみの場合は、検査完了後、寄付受納通知日に市に寄附されます。
14	電気料金・水道料金の名義変更 ↓	担当— <u>公園協議担当課</u>
15	都市公園の告示	

Ⅱ 公園等の配置基準

1 公園等の種類と設置数

- (1) 主として住宅の用に供する目的で行われる事業について、原則として公園を設置することとします。ただし、事業区域内に(3)の条件に該当する緑地がある場合には、この限りではありません。また、設置する公園等の数は以下のとおりとします。
 - ア 事業区域面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の事業の場合は、1箇所とします。
 - イ 事業区域面積が5ヘクタール以上20ヘクタール未満の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、2箇所まで設置することができますが、1箇所は1,000平方メートル以上の公園等とし、もう1箇所は、300平方メートル以上の公園等としてください。
 - ウ 事業区域面積が20ヘクタール以上の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、1箇所1,000平方メートル以上の公園等を2箇所以上設置してください。
- (2) 事業区域面積が5ヘクタール以上で予定建築物等の用途が住宅以外となる開発事業について、設置する公園等の種類と数は以下のとおりとします。
 - ア 設置する公園等の種類については、公園、緑地に加えて、周辺の街区公園等が充足していることを条件に、広場を設置することができます。
 - イ 事業区域面積が5ヘクタール以上20ヘクタール未満の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、2箇所まで設置することができますが、1箇所は1,000平方メートル以上の公園等とし、もう1箇所は300平方メートル以上の公園等としてください。
 - ウ 事業区域面積が20ヘクタール以上の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、1箇所1,000平方メートル以上の公園等を2箇所以上設置してください。
- (3) 緑地として設置できる条件は、川崎市緑地保全カルテの総合評価Aの緑地又は総合評価Bで多摩川崖線軸・多摩丘陵軸にある緑地であることとします。ただし、多摩川崖線軸・多摩丘陵軸にない総合評価Bの緑地で、貴重な生物（神奈川県レッドデータブックに記載の物等）が確認されており、かつ傾斜度30度未満の良好な樹林地においては、その限りではありません。

また、斜面保護対策施設、管理施設等を除き一団の樹林地として300平方メートル以上確保してください。ただし、市が管理できると認める場合で、川崎市の管理する緑地と隣接し、一連で良好な緑地を形成できる場合、及び都市計画公園又は都市計画緑地の計画決定区域内の場合はこの限りではありません。

なお、竹林については、緑地として設置できません。

2 公園等の配置

- (1) 公園等の配置は、計画地周辺の既存の公園緑地の位置及び将来計画を考慮するとともに、安全性、利便性や、方位、地形、日照時間等の環境条件の適否を勘案して計画してください。
- (2) 公園等が接している場合や、周辺に既存の公園等がある場合は、近接する公園等を含めて総合的に計画してください。

- (3) 計画地に接している既存の公園を拡充する場合は、拡充する区域の整備だけでなく、既存公園と拡充する区域が接する部分の施設の改修も行う必要があります。
- (4) 高圧電線塔を含む土地や、高圧線の下土地は、原則として公園等にはできません。
- (5) 河川、宅地、その他公園緑地以外の目的を持つ土地及び施設の構成部分とみなされる土地は、原則として公園等にはできません。
- (6) 公園敷地の日照については、周辺区域の建築物等により阻害されることのないよう注意し、冬至日において9時から15時までの間に、公園の主要部分でおおむね4時間以上確保してください。
- (7) 公園等についての占用物件は、公園の風致、美観及びその他公園としての機能を阻害されることから、原則認めません。
- (8) 公園等を設置する場所に地下埋設物が存在している場合は、原則として全て撤去を行ってください。
- (9) 公園等を設置する場所に廃棄物の埋設が想定される場合又は工事施工中に廃棄物が見つかった場合は、廃棄物は全て撤去を行ってください。
- (10) 事業区域内に土壤汚染のある区域が含まれる場合は、汚染されていない場所を公園等として整備してください。やむを得ず土壤汚染のある場所を公園等とする場合は、土壤汚染の除去（掘削除去又は原位置洗浄）を実施してください。

公園等の配置例

事業区域内で、かつ利用しやすい位置に配置

◎ 良い例



既存公園が隣接している時は一体化する。



× 良くない例



既存公園が近接している時は離す。



3 敷地の形状、勾配

- (1) 公園等の形状は、道路から見通しの良い形状とし、平坦かつ正方形又は長方形としてください。平坦とは、排水勾配0.5%程度の地形であることを示します。
- (2) 公園の最小幅（道路交差における角切り部は含まない）は、最大幅の3分の1以上、かつ10m以上としてください。
- (3) 公園の広場又は植栽地で2段にならないようにしてください。植栽地として立ち上がりを設ける場合には、50cmまでとしてください。
- (4) 公園等は、擁壁や法面が極力生じないように計画してください。

4 道路、隣地との関係

- (1) 公園等の敷地は、原則として、敷地の境界線が道路法第3条第1項の各号に掲げる有効幅員4m以上の道路（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）に2面以上に接するように計画してください。私道への接道は認められません。また、1面以上は長辺となる面を道路法上の道路と接道してください。当該公道との高低差は、極力少なくしてください。
- (2) 街区公園の出入口を、歩道のない自動車交通量の多い主要道路に面して設置することは極力避けてください。
- (3) 公園等は、隣接地からの土砂の流入、隣接地への土砂の流出、法面等の崩壊、排水不良等が生じないようにするため、公園緑地内外の造成、法面保護、擁壁及び排水施設の整備を図ってください。隣接地の計画高が公園等より高い場合、隣接地内に擁壁等を整備してください。
- (4) 街区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を2m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、法面ですりつけてください。
- (5) 近隣公園、地区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を3m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、30度以下の法面（斜面）ですりつけてください。
- (6) 公園等は、原則として隣接する民有地に出入りができないように計画してください。

公園等と道路、隣地との関係

公園等と公道の位置

◎ 良い例



× 良くない例



◎ 良い例（長辺が接している）

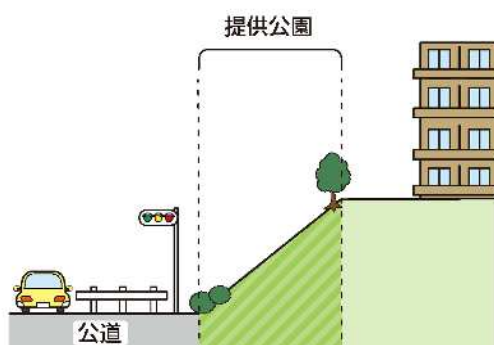


× 良くない例（短辺が接している）

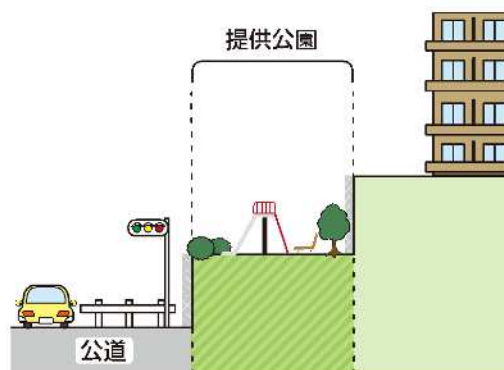


公園として望ましくない土地

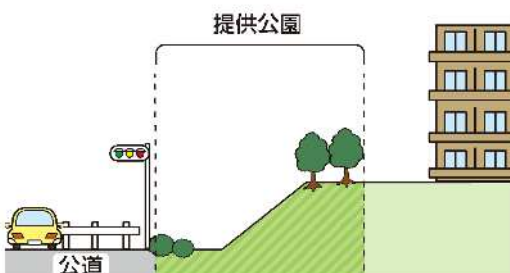
急傾斜地



高い擁壁の上下など、見通しが悪く
アプローチのしにくい土地



公園の広場又は植栽地で2段になる土地



Ⅲ 公園等の設計及び施工指針

公園等は、不特定かつ多数の人が利用する公共施設であることから、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるように、施設の設計・整備を行ってください。

公園等では、生物多様性や地球温暖化現象等の問題の解消に寄与できる緑を確保してください。また、計画地及びその周辺の環境への影響に対し、適切に配慮して、施設の設計・整備を行ってください。

施設については、維持管理を十分考慮して設計・整備を行ってください。

1 公園

1-1 共通

- (1) 公園施設は近隣にある公園の施設の配置状況を勘案して計画してください。
- (2) 公園施設の規模、形態及び周囲の環境条件を考慮し、安全で快適な利用、円滑な維持管理が図られるよう計画してください。
- (3) 施設の角部が鋭角になっているものは、危険をできる限り回避できるように、角部を丸める等の処理を施してください。
- (4) 公園施設に木材を用いることはできません。(ベンチ座面・樹木支柱除く)
- (5) 各公園施設の色彩・形状は周辺環境に調和するものとしてください。
- (6) 公園等の工事着手前に、使用する材料について公園協議担当課と確認を行ってください。
- (7) 出入口、園路、階段、傾斜路、水飲み・手洗場、案内・標示、ベンチなどは、「川崎市都市公園条例」、「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」及び本指針の基準を厳守してください。

1-2 造成、法面および排水施設

- (1) 公園用地の造成に関する技術的な基準は、宅地造成等規制法及び同法施行令の各条各項を準用して設計してください。詳しくは、本市まちづくり局発行の「宅地造成に関する工事の技術指針」を参照してください。
- (2) 公園敷地は、良質の土壌により整地してください。
- (3) 公園内の土地の傾斜面は、必要に応じて、擁壁、石張り、芝張り、その他の緑化工法等により十分な保護をしてください。
- (4) 公園敷地には、雨水その他の水による、溢水、流水がないように適切に排水施設その他の設備を設置してください。

1-3 出入口

- (1) 出入口は2箇所以上配置し、内1箇所は、管理用車両の出入口として有効幅員4m以上としてください。その他の出入口の有効幅員は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上としてください。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車椅子使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅員を確保してください。

- (2) 利用者の安全確保のため、出入口にはステンレス製の車止めを設置してください。
車止めの間隔については、有効幅員 90 cm 以上を確保してください。半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造としてください。
- (3) 車止めは取り外し可能な構造とし、南京錠により固定ができるものとしてください。
車止めの受け枠（パイプ管）の蓋の向きは、通行に支障のない内側に開くように設置してください。また、地盤から 5 mm 程度高めに設置してください（砂・土等の流入、つまり防止）。
- (4) 管理用車両及び車椅子の出入口箇所は、原則として水平な道路に接道させてください。
ただし、現地の状況からやむを得ない場合はこの限りではありません。
- (5) 出入口には、車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるように、長さ 150 cm 以上の水平面を設置してください。ただし、地形の形状その他の理由によりやむを得ない場合は当該水平面を縮小することができます。
- (6) 水平面の表面は、コンクリート舗装やインターロッキングブロック舗装等の滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。
- (7) 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けないでください。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設してください。
特別の理由とは、丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない又は景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言います。
- (8) 横断側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造としてください。
- (9) 出入口等の視覚障がい者の注意を喚起することが必要な場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する等、出入口で止まることがわかりやすいよう表示してください。

1-4 園路・広場

1-4-1 園路

- (1) 園路の有効幅員は、車椅子使用者同士、介助が必要な高齢者、障がい者等が行き違いやすいよう、180 cm 以上としてください。ただし、有効幅員を 180 cm 以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該園路の 50 m 以内ごとに、車椅子が転回できる場所を確保する場合は、有効幅員を 120 cm 以上とすることができます。ただし、車椅子使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車椅子が転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮してください。
- (2) 車椅子使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180 cm × 180 cm 以上の広さを確保してください。また、車椅子のすれ違い箇所は水平にしてください。
- (3) 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けないでください。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合については、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設してください。
- (4) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は 120 cm 以上とし、段差は 2 cm 以下とし、すりつけ勾配は 8 % 以下としてください。

- (5) 縦断勾配は、高齢者及び車椅子使用者等が円滑に利用できるよう５％以下としてください。ただし、地形の状況等の問題により、５％以下でのすりつけが困難な場合等があることから、特別の理由がある短い区間に限り、８％以下とすることができます。
- (6) ３％以上の縦断勾配が３０ｍ以上続く場合は、途中で長さ１５０ｃｍ以上、幅１８０ｃｍ以上の水平区間を設けてください。ただし、地形の状況等の問題により、途中で長さ１５０ｃｍ以上、幅１８０ｃｍ以上の水平区間を設けることができない場合は、園路際に車椅子使用者の利用に支障のない退避スペースを設置してください。
- (7) 横断勾配は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、１％以下としてください。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、２％以下としてください。
- (8) 園路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。
- (9) 園路の両側は、柵、側壁又は５ｃｍ以上の立ち上がりを設け、転落を防ぐ構造としてください。
- (10) 必要に応じて、手すりを設置してください。手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、園路の両側に連続して設けることが基本ですが、構造上困難な場合には、片側に連続して設置してください。また、連続性に配慮し、にぎりやすい形状としてください。
- (11) 地面から手すりの上端までの高さは、原則として、２段の場合は上段７５～８５ｃｍ程度、下段６０～６５ｃｍ程度とし、１段の場合は、７５～８５ｃｍ程度としてください。
- (12) 手すりの形状は、原則として、断面が円形（直径３～４ｃｍ程度）か楕円型としてください。
- (13) 壁面に手すりを設置する場合は、壁と手すりのあきを４～５ｃｍ程度としてください。
- (14) 手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造としてください。
- (15) 視覚障がい者の注意を喚起することが必要な場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設してください。
- (16) 園路に排水溝を設ける場合は、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設置してください。
- (17) 園路には、原則として、路面から２００ｃｍまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けないでください。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ１１０ｃｍ以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講じてください。

１－４－２ 階段

- (1) 階段は、つまづきにくい構造としてください。
- (2) 階段の両側は、転落を防止する構造とし、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設けてください。ただし、側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではありません。
- (3) 安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段としてください。回り段（らせん階段や踊場部分に段を設けた階段）としないでください。
- (4) 階段の踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。

-
- (5) 段鼻は、突き出しがないこと等、つまづかないような構造としてください。
また、段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくしてください。
 - (6) 高齢者や杖利用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを、階段の両側に連続して設置してください。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができます。
 - (7) 1段の手すりとする場合は、高さを75～85cm程度としてください。2段手すりとする場合は、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で75～85cm程度、下段で60～65cm程度としてください。
 - (8) 手すりの形状は、原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型としてください。
 - (9) 壁面に手すりを設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度としてください。
 - (10) 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造としてください。
 - (11) 手すりには行き先情報を点字で表示してください。点字による表示方法は、JIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記してください。
また、点字ははがれにくいものとしてください。
 - (12) 階段の登り口、降り口、踊り場には、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、注意を喚起してください。

1-4-3 傾斜路

- (1) 傾斜路の有効幅員は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、120cm以上としてください。
 - (2) 傾斜路の縦断勾配は、車いす使用者等が通行できるよう、8%以下としてください。
また、横断勾配は設けないでください。
 - (3) 傾斜路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。
 - (4) 傾斜路には、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けてください。
 - (5) 高齢者や杖利用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを、階段の両側に連続して設置してください。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
 - (6) 1段の手すりとする場合は、高さを75～85cm程度としてください。2段手すりとする場合は、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で75～85cm程度、下段で60～65cm程度としてください。
 - (7) 手すりの形状は、原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型としてください。また、表面は滑りにくい仕上げとしてください。
 - (8) 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造としてください。
 - (9) 手すりには行き先情報を点字で表示してください。点字による表示方法は、JIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記してください。
また、点字ははがれにくいものとしてください。
 - (10) 傾斜路の両側は、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける等、転落を防止する構造としてください。
-

1-4-4 広場

- (1) 広場は原則としてダスト舗装とします。舗装厚等は、「川崎市土木工事標準構造図集」を参考にしてください。
- (2) ダスト舗装による広場の勾配は0.5%を標準とし、合成勾配で1%以下としてください。雨水排水が集中しないように分散させ、表面が雨水にて洗掘されないよう計画してください。
- (3) ダスト舗装の材料は、粒径2.5mm以下のスクリーニングスとし、施工前に公園協議担当課と確認を行ってください。
- (4) スクリーニングスの敷均し後、転圧を行い、表層安定剤（塩化カルシウム）の散布を行ってください。

1-5 植栽・緑地部

- (1) 川崎市緑化指針＜緑化協議編＞「Ⅱ 緑化協議における技術基準」に基づき、公園内で30%以上の緑化面積率と必要植栽本数を満たしてください。
- (2) 植栽の配置は、園内の見通しや隣地への日陰の影響、将来的な樹木の成長等を考慮して計画してください。特に公園外周部の高木は、十分に周囲の状況を考慮してください。
- (3) 植栽帯は、開発区域内で保全した表土のほか、必要により改良土または客土により十分な覆土を行い、かつ、樹木の良好な生育に必要な措置を講じてください。
- (4) 新設する植栽帯は、平坦地を標準とします。やむを得ず斜面地となる場合は30度未満とし、植栽等により表土の流出を防止する措置を行ってください。
- (5) 植栽樹木等は、高木、中木、低木及び地被植物を必ず植栽してください。そのうち中木及び低木については、複数の種類を植栽してください。
- (6) 植栽樹木の形状寸法や植栽密度は、川崎市緑化指針＜計画・設計編＞Ⅳ緑化樹木の植栽標準「1. 緑化樹木の標準規格」を参照してください。
- (7) 植栽樹木等の種類については、「公園等植栽樹木等標準例」を参考に、公園等の規模、形態、風や日照等の環境条件、修景効果、樹木の成長速度、周辺への影響等を考慮して選定してください。
- (8) 環境省が公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている樹木等は植栽しないでください。また、ビャクシン属の植物は梨の赤星病の中間宿主となり、生育に影響を及ぼすため、植栽しないでください（川崎区・幸区は除く）。その他の外来種の植栽についても、配慮してください。
- (9) 高木は、照明灯・引き込み柱の支障とならないように配慮し植栽してください。
- (10) 低木は、公園施設の支障とならないように配慮し植栽してください。
- (11) 樹木の支柱材は、防腐加工（焼き、CCA加工の他有害性のあるものを除く）が施されているものを使用してください。
- (12) 生垣状に植栽する場合は、樹高1.5m以上3.0m未満の常緑樹を使用し、支柱は生垣支柱や布掛支柱（杉丸太と竹の組合せ）等とってください。
- (13) 新たに植栽帯を設ける場合は、樹木の成長による根の隣地への越境及び舗装面のもちあげ、根の侵入による集水ますのつまりを防止するため、根止め（防根シート）を設けてください。
- (14) 植栽樹木は引渡し後1年間の枯れ補償を付してください。管理者へ寄附・帰属後、1年以内に枯損した場合は、事業者の責任において同等品以上の補植を行ってください。

1-6 遊戯・休養施設

- (1) 遊具等の各施設の配置は、外部から見通しの良い場所としてください。
- (2) 遊具等の向きの決定のときは、隣地への影響を考慮してください。(太陽光の反射の考慮、隣地を覗き見できる配置としない等)
- (3) 機能を3種類以上もつ遊戯施設を整備してください。ただし、周辺に遊具が整備された公園が充足し、住民等の年齢構成が高い場合には、健康器具の整備も可とします。
- (4) 遊具の配置及び構造は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」及び「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に基づいた構造としてください。
- (5) 遊具の配置を決定するときは、安全領域(有効幅)を考慮に入れてください。安全領域内には、他の公園施設等構造物が入らないよう計画してください。
- (6) 遊具の配置は、利用者の動線を考慮した配置としてください。
- (7) 主要部材は、耐久性に優れたものを用いてください(溶融亜鉛メッキ処理製品・ステンレス製品等)。
- (8) 砂場を設置するときは、出入口から砂場までを管理用車両(ダンプトラック・2トン程度)が通行できる配置としてください。
- (9) 砂場の砂は、洗砂(中細目)を使用してください。
- (10) 遊具を設置するときは、着地面等にクッションマットの設置を検討してください。
- (11) ベンチは「川崎市土木工事標準構造図集」内の「ベンチ(背付A1)」で定める仕様の製品を標準としてください。上記以外の製品を使用する場合は、長さ1.2m以上で、背もたれを有し、また中間に肘掛けを有する構造で、基礎ブロック等により地中固定を行う製品としてください。
- (12) 遊具を除く金属製品のコンクリート基礎は、表面が土中に埋まらないよう施工してください。

1-7 管理施設

1-7-1 管理施設全般

- (1) コンクリート構造物には、面取りを行ってください。
- (2) 公園敷地境界については、市が支給する公園用境界杭もしくは公園用境界プレート(以下、「境界杭等」とする。)を設置してください。
- (3) 境界杭等は、公園等の用地内に設けてください。道路の変化点がある場合には、道路の境界表示と共有することができます。また、境界杭等の間隔が30m以上になる場合は、その中間に境界杭等を設置してください。

1-7-2 各種看板

- (1) 園名板は主要出入口の見やすい位置に1基以上設置し、以下に配慮し仕様等について事前に公園協議担当課と協議を行ってください。また、園名板の仕様は下記を原則とします。
 - ア 字体は丸ゴシック体とし、園名及び注意書きにはふりがなをふってください。
 - イ 板はFRP封入式としてください。
 - ウ 色は白地に濃紺色の文字を基本としてください。
 - エ 園名板の所在地の標示は、住居表示としてください。
 - オ 所在地は字名を省略してください。
 - カ 面積は小数点以下切捨てとし、整数値としてください。
- (2) 周囲の景観配慮等により上記以外の園名板を用いる場合は、公園協議担当課に相談してください。
- (3) 公園名称の決定は、公園協議担当課からの指示によるものとしてください。
- (4) 砂場を設置する公園は、「手洗い看板」を設置してください。

1-7-3 カギの仕様

- (1) 車止め柵等のカギは、市指定の製品を使用してください。

1-7-4 外柵

- (1) 公園には、原則として、公園境界の明示及び利用者の危険防止のため、出入口以外の外周にフェンスを設けてください。
- (2) フェンスの種類及び高さについてはメッシュフェンス（波型） $H=1.2$ mを標準とします。
- (3) フェンスの色は、ダークブラウン系を標準とします。
- (4) フェンスの基礎は、基礎ブロックまたは布基礎を原則とし、メーカーで定める強度が確保できる構造としてください。
- (5) フェンス基礎を傾斜地に設置する場合等、基礎の安定が図れないと予測される場合は、アンカー基礎等の対応策を図ってください。
- (6) 転落防止用に、フェンスの設置が必要な高低差は、 $H=1.0$ m以上とします。
また、転落防止用はP種のメッシュフェンス $H=1.2$ mを使用してください。
- (7) 斜面地の場合は、勾配対応のフェンスパネルを使用してください。
- (8) 擁壁等の天端に人が立ち入れる場合は、進入防止用に張り出し形状のフェンスを設けてください。なお、開発・宅地造成の許可をとった擁壁の天端には、後からフェンスを設けることはできません。

1-8 給排水施設

1-8-1 排水

- (1) 公園内の雨水は、原則として、公園内で処理できる計画としてください。
- (2) 雨水及び汚水の公園外への排水処理に係る工事及び事前の下水道管理者との協議については、事業者が行ってください。

- (3) 雨水が隣接地に流出しないよう、適切に計画してください。
- (4) 擁壁や法面から、雨水や土砂が隣接地に流出しないよう計画してください。
- (5) 集水ますの後背部には、縁石を設置する等土砂の流入防止を考慮した構造としてください。
- (6) 集水ますやU型側溝には、原則として蓋をかけてください。
- (7) 集水ますやU型側溝のグレーチング蓋は、細目を用い滑り止め構造のある製品を使用してください。集水ますのグレーチング蓋は、盗難防止用の鎖を設けてください。U型側溝に連続してグレーチング蓋を使用する場合は、跳ね上がりを防止するためボルト止め又はクリップ等で接続してください。
- (8) U型側溝の幅は、原則240mm以上の製品を使用してください。
- (9) 排水管は、原則として、硬質塩化ビニル管（VU管、VP管）を使用し、口径は150mm以上としてください。
- (10) 側溝は原則平坦とし、やむを得ず傾斜がある場合には勾配対応のものにしてください。
- (11) 植栽帯の中にはできる限り埋設管が通らないように計画してください。
- (12) 公園区域分の雨水貯留施設を公園内に設置する必要がある場合は、河川管理者とも別途協議が必要となります。
- (13) 雨水ますは、浸透ますを使用することを検討してください。なお、雨水浸透ますの設置条件については、本市まちづくり局発行の「川崎市宅地開発指針」を参照してください。

1-8-2 給水

- (1) 公園には、原則として、水飲場等を設置する必要があることから、給水装置の整備を行ってください。
- (2) 水道本管から公園内への引込み工事及び、事前の水道管理者との協議については、事業者が行ってください。また、水道利用加入金及び水道名義申請等の手続きも全て事業者の負担で行ってください。
- (3) 給水管の土被りについて、歩道部は0.6m以下としないよう計画してください。車道部は舗装厚・路盤厚に0.3mを加えた値、かつ0.7m以下としないよう計画してください。
- (4) 給水管は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP管）を使用してください。
- (5) 給水管を設置するときは、あわせて埋設シートを布設してください。
- (6) 配水経路全体を止水せずに器具の取付・取外し、修理等が行えるように、分岐箇所や個々の給水施設の直前に止水栓を設けてください。
- (7) メーターボックスは、検針のしやすい場所に設置してください。
- (8) メーターの口径は20mmとしてください。

1-8-3 水飲場・手洗場

- (1) 水飲場及び手洗場は、車椅子使用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部分を設けてください。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車椅子使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置してください。
- (2) 飲み口までの高さは70～80cm程度とし、高齢者、障がい者等（特に車椅子使用者）が利用しやすいように下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保してください。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とします。

- (3) 水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとしてください。

1-8-4 トイレ

- (1) トイレの設置は、別途協議とします。

1-9 電気設備

- (1) 公園灯は、夜間における公園の安全性を確保するため、園路、広場及び階段など人が歩行する場所が極端に暗くならないように整備（設置）してください。
- (2) 照度については、「安全・安心まちづくり推進要綱」（警察庁）を目安とし、公園内の主要な広場（植栽帯は除く）や園路、階段がおおむね2～5ルクス程度となるように設定してください。なお、照度を確認するため、照度分布図を提出してください。
- (3) 照明灯具は国内メーカーの製品とし、以下の点に留意して選定してください。
- ア 光源はLEDとする。
 - イ 光束は水銀灯100～300W相当の範囲内とし、公園の規模により決定する。
 - ウ 光源色は電球色を標準とする。
 - エ 入力電圧はボルトフリーとする。
 - オ 寿命は40,000時間以上とする。
 - カ 周辺環境の変化等に対応するため、遮光板の取り付けが可能であること。
- (4) 公園灯への電源電圧はAC200Vとしてください。
- (5) 灯柱（引込柱含む）ほか、安全開閉器（2P15A）や自動点滅器（JIS2型）等の使用材料は、本市標準（川崎市土木工事標準構造図集を参照）又はこれと同等以上の製品を使用してください。
- (6) 公園灯や引込柱は、風速60m/sに耐える構造・基礎強度とします。なお、設計強度については、「一般社団法人日本照明工業会規格照明用ポール強度計算基準JIL1003：2009」によることとします。
- (7) 公園灯、引込柱には、管理番号標を貼付してください。管理番号及び管理番号標の仕様については、公園協議担当課に確認してください。
- (8) 植栽帯内に公園灯及び引込柱を設ける場合、樹木や枝が覆いかぶさらないように配置計画してください。
- (9) 配線（東京電力引込線は除く）は、原則として、地中埋設配管配線としてください。公園灯と引込柱の配置については、公園協議担当課と確認を行ってください。
- (10) 地中配管については配管上部より土被り0.6m以上を確保し、原則として波付硬質ポリエチレン管（FEP管）を使用してください。
- (11) 配管上部には、GLより0.3m下がった位置に、埋設シート（W=150mm、2倍）を敷設してください。
- (12) 周辺環境への配慮が必要な場合は、側方遮光板等を設置してください。
- (13) 電気の契約種別は、設備容量が1kVA未満の場合は「公衆街路灯A」となり、これ以上の場合は「公衆街路灯B」となります。「公衆街路灯B」の場合、電力量計を取り付けるスペースがある分電盤を設置する必要があります。

2 緑地

2-1 管理用通路

- (1) 管理作業のために緑地内に入れる箇所を設けてください。メッシュフェンスにより囲う場合には、門扉を設けてください。
- (2) 管理作業用に管理用通路（擬木階段など）を整備してください。
- (3) 伐採、抜根等維持管理に必要な車両等の作業スペースを緑地内部に確保してください。

2-2 管理柵

- (1) 緑地には利用者の危険防止、ごみの投棄等を防ぐために適切な柵を設置してください。
- (2) 柵の仕様については「1-7-4 外柵」のとおりです。

2-3 排水設備

「1-8-1 排水」のとおり

2-4 園名板

「1-7-2 各種看板」のとおり

2-5 植生管理

- (1) 樹林地内の枯損木、倒木及び折枝については撤去してください。
- (2) 樹林地は、道路や隣地への枝葉の越境が生じないように、樹種に応じた樹冠を考慮し、剪定や伐採等の整備を行ってください。
- (3) 植生管理により発生した剪定枝等は、敷地外に搬出処分してください。緑地内処理は原則認めません。
- (4) 防草シートを、原則として敷地境界から2 mの範囲全てに設置してください。
- (5) 良好な管理が行われていない緑地の場合は、林床内整理を実施してください。
林床内整理とは、アズマネザサ、モウソウチク等の笹・竹類の伐採、クズ等のつる植物の除伐、林床内草刈り、枯損木の伐採、胸高直径20 cm以上の樹木の伐採（萌芽更新のため行う。但し、伐採を実施することにより樹林地としての形態が確保されない場合は、樹林地内の樹木の配置を考慮して伐採する樹木を決定する）、隣地境の樹木の伐採、越境枝の剪定、枯枝・不要枝の撤去等の作業のことを指します。

2-6 境界杭等

「1-7-1 管理施設全般」のとおり

2-7 急傾斜地対策

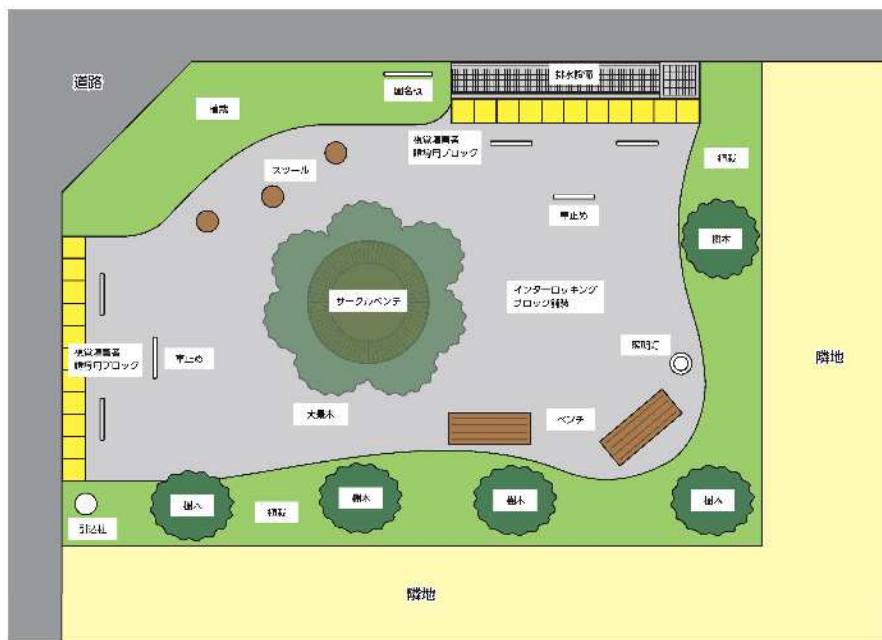
緑地内に一部でも30度以上の傾斜地がある場合は、斜面对策保護工を行ってください。また、その工法検討書・構造計算書の提出が必要となります。

2-8 その他

緑地整備や植生管理等によりやむを得ず裸地となってしまった場所については、既存植生を考慮の上、追加の植栽を行ってください。なお、追加の植栽を行う場合は、将来的な樹木の成長を考慮し、道路や隣地への枝葉の越境が生じないように植栽してください。

3 ポケットパーク

- (1) 設置される公園が180平方メートル未満の場合は、ポケットパークとして整備してください。
- (2) 川崎市緑化指針＜緑化協議編＞「Ⅱ 緑化協議における技術基準」に基づき、公園内で30%以上の緑化面積率と必要植栽本数を満たしてください。
- (3) 大景木（H=6m、C=0.4m、W=2.5m）を1本以上植栽してください。
- (4) 植栽地以外を透水性インターロッキングブロック舗装としてください。
- (5) 遊具の設置は不要です。
- (6) 背付ベンチ（肘掛有）を2基以上設置してください。
- (7) 散水栓（散水栓ボックス付）を設置してください。水飲み場は不要です。
- (8) その他、公園の設計・施工指針に準拠してください。



ポケットパーク イメージ図

4 広場公園

- (1) 広場公園は施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置し、利用者の休息、鑑賞等の用に供することを目的としてください。
- (2) 施設の詳細は、公園協議担当課と協議を行ってください。

Ⅳ 公園等植栽樹木等標準例（参考資料）

公園等に植栽する樹木等は、高木、中木、低木及び地被植物を必ず植栽してください。そのうち中木及び低木については、複数の種類を植栽してください。植栽樹木の形状寸法や植栽密度は、川崎市緑化指針＜緑化協議編＞「Ⅱ 緑化協議における技術基準」を参照してください。植栽樹木の種類については、公園等の規模、形態、風や日照等の環境条件、修景効果、樹木の成長速度、周辺への影響等を考慮して選定してください。

環境省が公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている樹木等は植栽しないでください。また、ビャクシン属の植物は梨の赤星病の中間宿主となり、生育に影響を及ぼすため、植栽しないでください（川崎区・幸区は除く）。その他の外来種の植栽についても配慮してください。

生物多様性等の観点から、その場所の在来種を植栽するなど、既存植生に対しても配慮してください。

参考資料として、公園等に植栽する標準的な樹種の例を以下に示します。樹種選定の際にご活用ください。表に掲載されていない樹木を植栽することも可能です。その場合は、公園協議担当課と協議を行ってください。

1 公園等植栽樹木等標準例（高中木）

川崎市緑化指針＜計画・設計編＞Ⅳ緑化樹木の植栽標準「1. 緑化樹木の標準規格」で定める形状寸法（高木は樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上、中木は樹高1.5m以上3m未満、葉張0.3m以上）を満たす樹木を植栽してください。

高木の支柱は八掛け丸太支柱を使用してください。植栽地が狭小の場合は二脚鳥居支柱（添木付）の使用も可とします。中木を生垣状に植栽する場合は、常緑樹を使用し、支柱は生垣支柱や布掛支柱（杉丸太と竹の組合せ）等としてください。

（1）常緑高中木

樹種	主な特徴	備考
カラタネオガタマ	花が美しい木	花期：3～4月（淡黄）
タイサンボク		花期：5～6月（白）
キンモクセイ	香りを楽しむことができる木	花期：10月（橙）
オリーブ	葉の色や形を楽しむことができる木	
カクレミノ		
カナメモチ		
ヒサカキ		
チャンチン (フラミンゴ)		花期：6～7月（白）
アラカシ	実を楽しむことができる木	
シラカシ		
マテバシイ		
クスノキ	シンボル・ランドマークになる木	
シマトネリコ		
ソヨゴ		
ヒメユズリハ		
ウバメガシ	生垣に適した木	
ヒサカキ		
マサキ		
モッコク		

（２） 落葉高中木

樹種	主な特徴	備考
エゴノキ	花が美しい木	花期：５～６月（白）
エドヒガン		花期：３月（桃）
コヒガン		花期：３～５月（淡紅）
コブシ		花期：３月（白）
シダレザクラ		花期：３～４月 （白・淡紅）
ジンダイアケボノ		花期：３～４月（淡紅）
ハクモクレン		花期：４月（白）
ハナカイドウ		花期：４～５月（桃）
ハナミズキ		花期：４～５月 （白・桃）
ヤマボウシ		花期：６～７月（白）
アオダモ	花や木肌が美しい木	花期：４～５月（白）
サルスベリ		花期：７～９月（紅・白）
イロハモミジ	葉の色や形を 楽しむことができる木	紅葉時期：１０～１１月
コハウチワカエデ		紅葉時期：１０～１１月
エノキ	シンボル・ランドマークになる木	
カツラ		
ケヤキ （むさしの１号）		

2 公園等植栽樹木等標準例（低木）

川崎市緑化指針＜計画・設計編＞Ⅳ緑化樹木の植栽標準「1. 緑化樹木の標準規格」で定める形状寸法（樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上）を満たす樹木を植栽してください。

（1）常緑低木

樹種	主な特徴	備考
オオムラサキツツジ	花が美しい木	花期：5月（紅紫）
キシマツツジ		花期：5月（紅）
サツキツツジ		花期：6～7月（紅紫）
ヒラドツツジ		花期：4～5月（白・紅紫）
ビョウヤナギ		花期：6～7月（黄）
ヤマツツジ		花期：4～5月（淡紅）
ジンチョウゲ	香りを楽しむことができる木	花期：3～4月（赤紫）
ヤエクチナシ		花期：7月（白）
ラベンダー		花期：4～7月（紫）
ローズマリー		
フィリアオキ	葉の色や形を楽しむことができる木	
オタフクナンテン		
セイヨウイワナンテン		
シャリンバイ		
トベラ		

（2）落葉低木

樹種	主な特徴	備考
アジサイ	花が美しい木	花期：6～7月（紫～青）
ガクアジサイ		花期：5～7月（白、桃、紫）
コデマリ		花期：4～5月（白）
シモツケ		花期：5～7月（淡赤紅）
トサミズキ		花期：3～4月（黄）
ミツバツツジ		花期：4月（紫紅・淡紫）
ヤマアジサイ		花期：5～7月（白、青、桃、赤）
ヤマブキ		花期：4～5月（黄）
レンギョウ		花期：4～5月（黄）
カシワバアジサイ	花や葉の色を楽しむことができる木	花期：5～7月（白） 紅葉時期：10～11月
ドウダンツツジ		花期：4～5月（白） 紅葉時期：10～11月
ムラサキシキブ	実を楽しむことができる木	

3 公園等植栽樹木等標準例（地被植物）

公園の植栽帯は、裸地のないように地被植物で覆ってください。

植栽密度は、川崎市緑化指針＜計画・設計編＞Ⅳ緑化樹木の植栽標準「1. 緑化樹木の標準規格」を参照してください。

樹種	主な特徴	備考
イワダレソウ	花が美しい植物	花期：4～11月 （白・桃）
シバザクラ		花期：4～5月（桃）
シャガ		花期：4～5月（白）
ヒペリカムカリシナム		花期：6～7月（黄）
ツワブキ	花や葉を 楽しむことができる植物	花期：4～6月（淡黄）
オリヅルラン	葉の色や形を 楽しむことができる植物	
フィリヤブラン		
オオバジャノヒゲ （リュウノヒゲ）		
タマリユウ		
ノシバ		

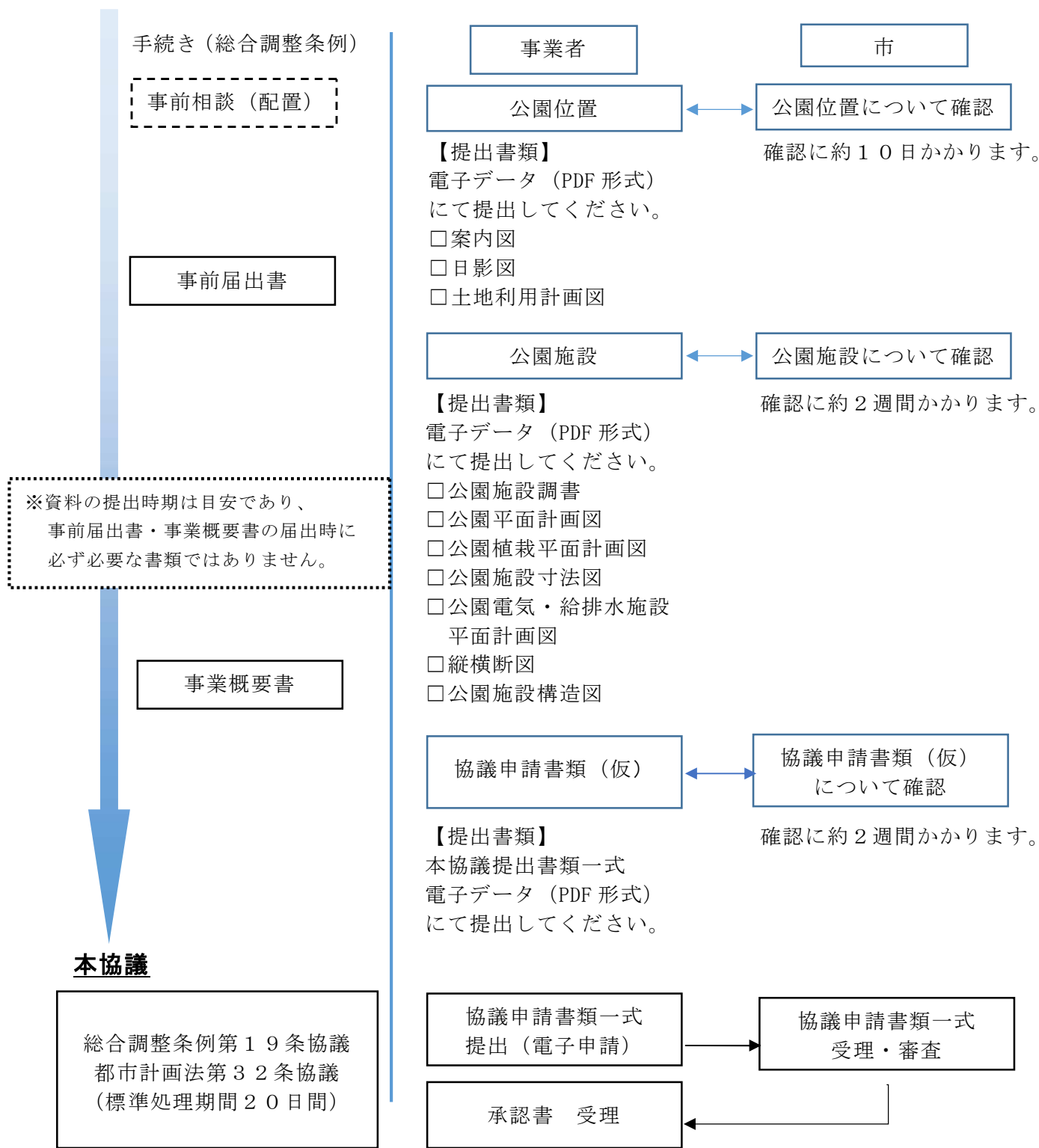
＜公園協議の手続きについて＞

I 公園等に関する設計審査

都市計画法第32条、総合調整条例第19条による協議に必要な手続き及び提出書類については、以下のとおりです。なお、公園位置相談から本協議開始まで概ね2か月程度かかります。

1 手続きフロー

事前協議



2 提出書類

(1) 都市計画法第32条協議の提出書類

No.	図 書 の 名 称	備 考
1	協 議 申 請 書	様式はホームページからダウンロードできます。
2	委 任 状	代理人を記載する場合は添付してください。 形式は任意です。
3	公 園 施 設 調 書	作成例はホームページを参照してください。
4	案 内 図	縮尺 1/2500 の都市計画基本図に <u>開発区域を赤色実線</u> で、 <u>公園区域を赤色破線</u> で表示してください。
5	公 図 写 し	縮尺 1/500～1/600
6	求 積 図	縮尺 1/250 で敷地全体のもので公園面積がわかるもの。
7	土 地 利 用 計 画 図	縮尺 1/200～1/500 で <u>開発区域の位置を赤線実線</u> で、 <u>公園を緑色実線</u> で表示してください。
8	公 園 平 面 計 画 図	縮尺 1/100～1/500 着色してください。
9	公 園 施 設 寸 法 図	縮尺 1/100～1/500
10	公園電気・給排水施設平面計画図	縮尺 1/100～1/500
11	公 園 植 栽 平 面 計 画 図	縮尺 1/100～1/500 着色してください。
12	縦 横 断 図	縮尺 1/50～1/200
13	公 園 施 設 構 造 図	縮尺 1/10～1/100
14	そ の 他	市長が必要と認める図書

備考

- ア 各種図面の縮尺については上記を目安に適宜作成してください。
- イ 数値は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点以下2位まで表記してください。
- ウ 代理人を記載する場合は委任状を添付してください。

(2) 総合調整条例第19条協議の提出書類

No.	図書の名称	備考
1	協議申請書	様式はホームページからダウンロードできます。
2	委任状	代理人を記載する場合は添付してください。 形式は任意です。
3	協議書（第8号様式）	総合調整条例施行規則第19条第1項に規定する様式を使用してください。
4	公園施設調書	作成例はホームページを参照してください。
5	案内図	縮尺 1/2500 の都市計画基本図に <u>対象事業区域を赤色実線</u> で、 <u>公園区域を赤色破線</u> で表示してください。
6	公園図写し	縮尺 1/500～1/600
7	求積図	縮尺 1/250 で敷地全体のもので公園面積がわかるもの。
8	土地利用計画図	縮尺 1/200～1/500 で <u>対象事業区域の位置を赤線実線</u> で、 <u>公園を緑色実線</u> で表示してください。
9	公園平面計画図	縮尺 1/100～1/500 着色してください。
10	公園施設寸法図	縮尺 1/100～1/500
11	公園電気・給排水施設平面計画図	縮尺 1/100～1/500
12	公園植栽平面計画図	縮尺 1/100～1/500 着色してください。
13	縦横断面図	縮尺 1/50～1/200
14	公園施設構造図	縮尺 1/10～1/100
15	その他	市長が必要と認める図書

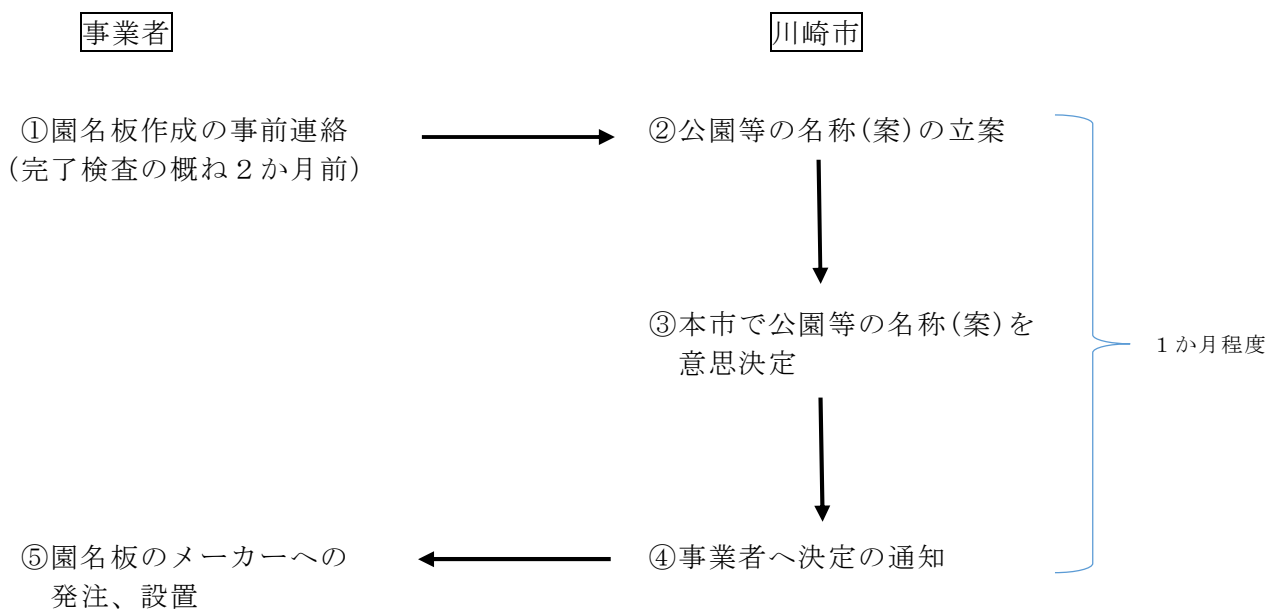
備考

- ア 各種図面の縮尺については上記を目安に適宜作成してください。
- イ 数値は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点以下2位まで表記してください。
- ウ 代理人を記載する場合は委任状を添付してください。

Ⅱ 公園等の名称の決定

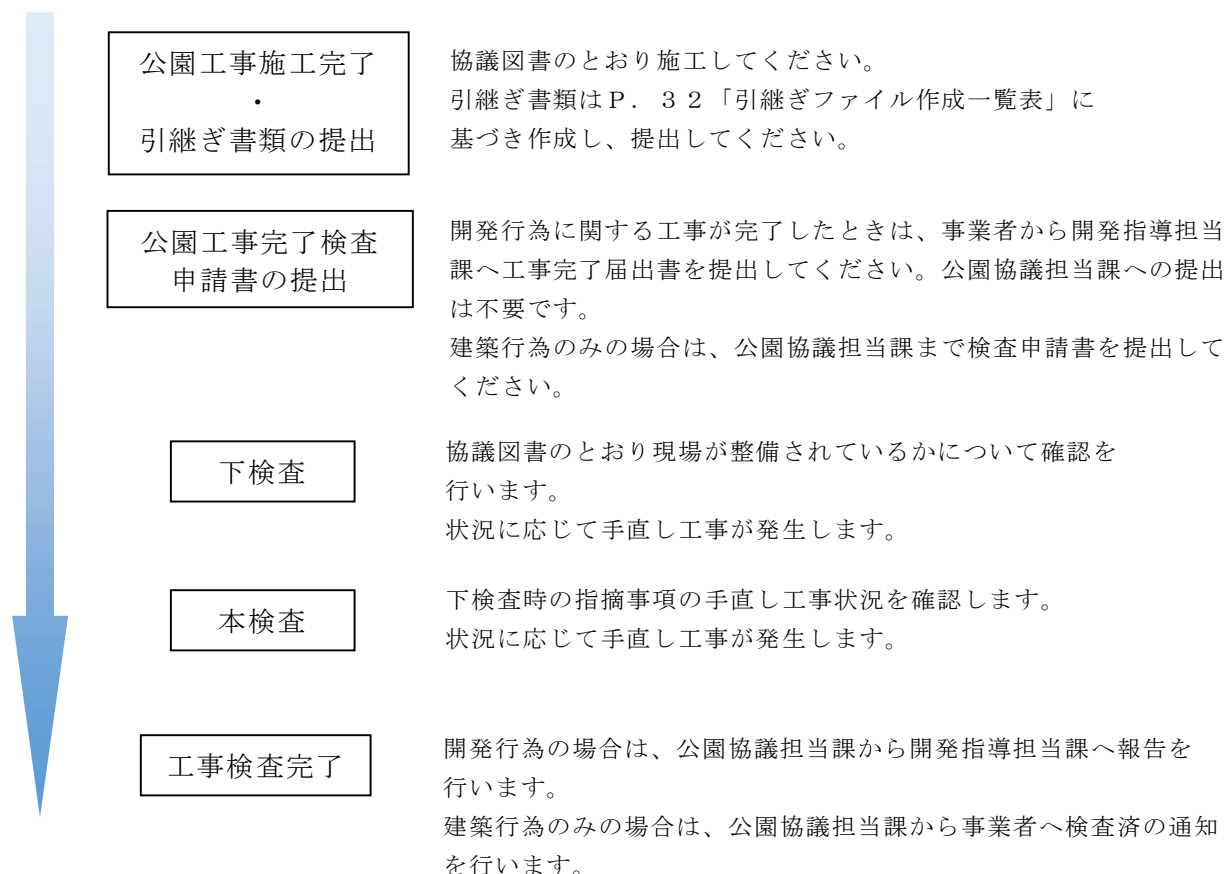
公園等の名称は、決定までに時間を要するので、完了検査の概ね2か月前に公園協議担当課に連絡してください。

公園等の名称決定までの流れ



Ⅲ 検査

1 検査の流れ



2 検査の視点

検査では、原則として協議図書のとおり現場が整備されているかについて、確認を行います。また、公園利用者が「安全・安心」に利用できるかについて留意し、確認をします。（協議図書のとおり整備されていない場合は、協議図書のとおり現場を整備しなおすか、協議図書の再協議・引継図書の修正が必要となります。）

検査は、施設の仕上げ面、とおり、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視、観察等により行います。また、植栽は、植え付け状態、過剰枝の剪定、透かしの程度等に留意して行います。

電気施設は、電気設備技術基準・内線規程に定める技術的要件が満たされているか、また設備が適正に動作するか確認を行います。

境界は、地積測量図のとおりに周長があるか、境界標が設置されているかについての確認を行います。

※検査前に引継ぎ資料を作成し、市に提出してください。引継ぎ書類はP. 32「引継ぎファイル作成一覧表」を参照してください。

3 検査体制

検査は3班（施設、電気施設、境界）に分かれて行います。

- ・施設：電気施設を除く、遊具や樹木等の公園施設の検査を行います。公園協議担当者又は公園工事施工業者及び給排水設備業者を担当としてください。
- ・電気施設：公園灯等の電気施設の検査を行います。電気設備業者を担当としてください。
- ・境界：公園外周の測定を行います。測定できる器具を用意し、測量業者等を担当としてください。

4 検査に必要な道具

品 名	数量	備 考
バケツ又はホース	1	排水施設の検査に使用します。
点検鏡（柄付きミラー）	1	排水施設の検査に使用します。
スタッフ又は検測桿	1	樹木（樹高）の検査に使用します。
標尺	1	樹木（葉張）の検査に使用します。
巻尺及び下げ振り（又は測量器）	1	検測に使用します。
水平器	1	施設の検査に使用します。
絶縁抵抗測定器	1	電気施設の検査に使用します。
接地抵抗測定器	1	電気施設の検査に使用します。
自動点滅器動作確認用カバー等	1	公園灯の点灯確認に使用します。

5 その他

- （１）車両2台分の駐車スペースを確保してください。
- （２）検査では、通水確認、通電確認を行います。給水装置申込手続き及び電気契約手続きを完了しておいてください。

6 検査のポイント（参考）

検査での主な確認事項は以下のとおりです。検査前に確認してください。

- （１）施設
 - ア 給排水関係
 - ・水は流れるか。（給水管の通水確認をしてください。雨水管、污水管は必ず水を流し、排水状況を確認してください。）
 - ・排水蓋にぐらつきは無いか。グレーチング蓋は細目で、クリップ止めされているか。
 - ・水道メーターはついているか。（水道メーター無しでの通水は不可）
 - ・止水栓、水道メーターの蓋の開閉に支障となる植栽が近くに無いか。
 - イ 遊具等施設関係
 - ・遊具は安全領域が確保されているか。（確保できていない場合は再設置となります）
 - ・安全性に問題はないか。（ぐらつき、突起物等がないか。）
 - ・施設に汚れや傷（特にベンチ板のササクレ）が発生していないか。

- ・遊具安全利用表示シールはついているか。(対象年齢等)
- ・ベンチの座面、遊具の踊り場の高さ等は協議図書のとおりとなっているか。

ウ 植栽関係

- ・樹木は良好な（樹形・樹勢が良く病虫害の無い）ものであるか。
- ・樹木の支柱は磨きがかけられているか。ぐらつきは無いか。
- ・植栽地内のゴミやコンクリート殻は除去されているか。
- ・植栽位置については、大きな相違が無く、周囲への影響や現場の納まりが良いと判断される場合は可とします。

エ 広場

- ・ダスト舗装の転圧は適切にされているか。(特に遊具、ベンチ下)
- ・勾配は適切か。

オ 車止め

- ・可動式のものであれば、きちんと取り外し可能か。
- ・さや管に水は溜まっていないか。
- ・鍵はアルファ社製、No. 25、50 mmの南京錠であるか。

カ フェンス

- ・フェンスは協議図書の物と相違ないか。
- ・勾配対応のフェンスであるか。
- ・基礎はしっかりしているか。(ぐらつきはないか。)
- ・フェンスパネルの端部の切り口はきちんと処理されているか。

キ その他

- ・園名板の記載事項に誤りはないか。
- ・縁石端部の面取りはきちんとなされているか。
- ・身体障害者の利用可能な出入口の形態となっているか。(すりつけられているか。)
- ・インターロッキングブロック舗装の目地に目地砂(珪砂)が十分に充填されているか。

(2) 電気施設

- ・照明は点灯するか。(点灯試験を実施します。)
- ・接地抵抗のデータは適正か。
- ・引込柱・公園灯柱に安全開閉器が設置されているか。
- ・安全開閉器上部にネオシール処理(防水処理)がされているか。
- ・柱内にケーブルタグ(ケーブル種別、行先、接地抵抗値)が整備されているか。
- ・明かりの方向(遮蔽板の向きなど)は適当か。
- ・灯柱基礎上面が舗装仕上りレベルと合っているか。

(3) 境界

- ・周り検は実測図のとおりとなっているか。(現地で測定を行います。)
- ・境界杭は公園内に設置されているか。

Ⅳ 公園等の施設の引継ぎ

都市計画法に基づく手続きと、総合調整条例に基づく手続きでは、本市に引き継がれる時期が異なりますので、ご注意ください。資料を作成される際は添付図書一覧のとおり作成し、公園協議担当課へご提出ください。

1 引継ぎ日

各手続きで設置された公園等の引継ぎ日は以下のとおりです。

	都市計画法に基づく手続きの場合	総合調整条例に基づく手続きの場合
引継ぎ日	完了公告の日の翌日	寄附受納通知日

2 公園等の開放日について

公園等の開放日は引継ぎ日以降となりますが、総合調整条例に基づく公園等の寄附の場合は、事業者との調整により日程の調整が可能な場合があります。

- (1) 本検査の日の10日前までに引継書（公園寄附申請書）を提出すること。
- (2) 本検査の日から希望する公園開放日まで1か月以上2か月以下であること。
- (3) 引継ぎ日以降、開放日までの間は公園入口を封鎖し、維持管理を事業者側で行うこと。
- (4) 検査後、引継ぎ日まで公園外部に管理者（事業者）の連絡先を掲出すること。
- (5) 開放日前日頃に公園内の除草清掃を実施し、写真報告すること。

3 引継ぎ書類

- (1) 引継ぎ書類は検査前の指定された日までに提出してください。
- (2) 土地については一筆とし、所有権以外の権利を抹消してください。
- (3) 引継ぎ資料については、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）による電子申請にて提出を行うとともに、別途書類原本及び写しを提出してください。詳細は次ページの「引継ぎファイル作成一覧表」を参照してください。
- (4) 水道契約及び電気契約については公園協議担当課で変更を行います。
「給水装置所有者（変更）届」及び「電気契約者名義等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

4 その他

- (1) 公園施設の整備完了から本市への引継ぎまでの間、施設がいたずら等で破損した場合は、事業者が自らの責任で補修してください。このため、本市に移管されるまでの間、公園施設を閉鎖し事業者が管理してください。

引継ぎファイル作成一覧表

No	書類名称	電子申請	①	②	③	留意すべき点
1	公園・緑地及び街路樹引継申請書 (開発行為の場合) 公園寄附申請書 (建築行為の場合)	●		○		○面積は小数点第2位まで明記してください。 ○押印は不要です。
2	公園施設管理引継調書	●		○		○公園施設調書の項目ごとに単価を記載してください。 ○材料メーカー一覧表も添付してください。
3	印鑑証明	●			◎	○会社の場合は代表者のものを提出してください。 ○クリアファイルに入れること。 ○土地所有権移転登記承諾書、登記原因証明情報の不動産の表示欄は、土地登記簿謄本の表記に合わせる こと。 ○土地所有権移転登記承諾書、登記原因証明情報及び (境界) 承諾書は押印が必要です。
	法人登記簿謄本 (代表者事項証明書 or 履歴事項全部証明書)	●				
	土地登記簿謄本(表題 部、権利部の証書)	●				
	土地所有権移転登記 承諾書	●			◎	
	登記原因証明情報	●			◎	
	(境界) 承諾書	●	◎			
4	案内図	●		○		
5	土地利用計画図	●		○		
6	公図写	●		○		○法務局で発行されたもの ○公園は一筆とし、分合筆後の公図写としてくだ さい。 ○公園位置を明示してください。
7	公園平面図	●		○		
8	公園施設寸法図	●		○		
9	公園植栽平面計画図	●		○		
10	電気、給排水施設平面図	●		○		
11	標準断面図	●		○		
12	実測図(確定測量図)	●		○		○境界標の種類を明示し、外周点間距離はcm止め、 四捨五入。
13	地積測量図	●		○		○土地登記の際に使用した地積測量図
14	施設構造図	●		○		
15	竣工写真	●		○		○全景写真 カラーコピー可
16	電子データ	●	CD	CD		C Dに保存 ○Excel データ (No.2) ○CAD データ (SXF) (No.7～12、14) ○PDF データ (No.3～14、17～19) ○JPEG データ (No.15) ○電気設備引継書類データ (別表「電気設備引継書類データ一覧表」参照) ※電子申請は電気設備引継書類データのみ添付

＜公園協議の手続きについて＞
IV 公園等の施設の引継ぎ

17	取扱説明書	●	◎	○以下に示す項目や情報が明記されたもの ・製品の名称および識別番号 ・設置日又は納入日 ・製品仕様 ・利用対象年齢 ・標準使用期間および保証年数 ・消耗部材とその推奨交換サイクル ・保守および点検についての情報 ・精密点検が必要な箇所 ・日常点検表 ・SP表示認定企業認定証の写し ・公園施設団体賠償責任保険加入証の写し（必要に応じて）
18	保証書	●	◎	○クリアファイルに入れること 保証の開始日は 検査 完了後以降の日付としてください。
19	枯補償念書	●	◎	○新植のみ 保証期間は検査完了後から1年間 ○様式3、枯れ補償連絡先を明記 ○押印は不要です。
20	給水装置所有者（変更） 届	●		
21	電気契約者名義等変更 届	●		
22	念書・合意書等 （必要な場合のみ）	●	◎	○公園の擁壁の水抜け穴の排水を隣地に流す場合 等に添付してください。 ○押印が必要です。
23	占用物件調書	●	○	○占用物件が発生する場合：平面図、構造図、写真 添付
24	街路樹管理引継調書	●	○	○21～23を別のファイルに綴じて提出
25	街路樹平面図	●	○	
26	竣工写真	●	○	○カラー全景

※24～26は街路樹の帰属がある場合のみ提出してください。

※◎は原本、○は写しを紙印刷したものとします。

※①及び③はクリアファイルに、②はパイプ式ファイル（両開き）に綴じてください。
（背ラベルは不要です）

※②については目次と見出し（インデックス）を添付してください。

電気設備引継書類データ一覧表

No	書類データ名	概要
1	機器完成図	以下の機器の完成図（メーカーが発行したもの） ・照明器具 ・柱 ・自動点滅器 ・接地棒 ・盤類（必要に応じて） ・時計設備（必要に応じて）
2	機器試験成績表	以下の機器の完成図（メーカーが発行したもの） ・照明器具 ・柱 ・自動点滅器 ・接地棒 ・盤類（必要に応じて） ・時計設備（必要に応じて）
3	強度計算書	公園灯及び引込柱の強度計算書 （メーカーが発行したもの） （社）日本照明器具工業会規格（J I L）によること
4	現地試験・測定結果	以下の項目について試験・測定結果を作成すること ・絶縁測定 ・接地測定 ・自動点灯試験 ・夜間照度測定（公園灯直下を測定）
5	写真データ	公園灯及び引込柱の全景写真 J P E G形式とすること
6	電気契約情報	契約手続き完了画面の写しなど

公園協議の手引き

令和4年4月 初版

令和7年9月 第2版（一部改訂）

発 行 川 崎 市
編 集 建設緑政局

【お問い合わせ先】

建設緑政局緑政部みどりの保全整備課(緑化指導担当)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2391 FAX:044-200-3973

E-mail : 53mihoze@city.kawasaki.jp